

## 第8号議案

### 宅地等供給事業実施規程の変更について

#### 【変更理由】

事業の実施地区が、これまでの範囲に加え、「組合員の委託を受けて行うその所有に係る転用相当農地等の売渡し若しくは貸付け又は区画形質の変更の事業」に限り、新たに隣接する他の組合以外の組合の地区内まで拡大されたことから所要の変更を行う。

#### 宅地等供給事業実施規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) (事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は、<u>当該組合の定款に定める区域とする。</u></p> <p>② この組合は、<u>前項の規定にかかわらず、組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>③ <u>この組合は、第1項の規定にかかわらず、組合員が自らの組合および隣接する他の組合以外の組合の地区内に所有する転用相当農地等について、第2条第1号の事業に限り、必要に応じて当該組合と協議の上で、宅地等供給事業を実施することができる。</u></p> <p>第5条～第11条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (事業の実施地区)</p> <p>第4条 この組合の行う宅地等供給事業の実施地区は定款第3条の区域とする。</p> <p>② この組合の<u>組合員が前項の地区に隣接する区域をその地区とする他の組合の地区内に所有する転用相当農地等については、前項の規定にかかわらず、宅地等供給事業を実施することができる。この場合においては、あらかじめ当該組合と協議するものとする。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第5条～第11条 (略)</p>

#### 附 則

- この改正した規程は、行政庁の承認を受けた日から実施する。

## 附帯決議案

本日の付議事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正および違算、誤字の訂正並びに法令その他行政庁の処分またはこれに基づく指示による場合には、必要な字句の修正をすることを理事会に一任するものとする。